

## 目黒区男女平等・共同参画センターの見直しについて

### 行革計画に示された見直しの方向性

平成 24 年 3 月に策定された目黒区行革計画は、施設の統廃合を含めた見直しを行うとし、その項目の一つとして「男女平等・共同参画センターの見直し」を挙げた。行革計画は男女平等・共同参画センター（以下「センター」という。）の現状を「相談事業で区民需要が高い一方で、センターの認知度が低い、資料室が十分に活用されていないなどの課題があり、今後のあり方の検討が必要となっている。」と指摘した上で、見直しの方向性として「継続することの是非も含めたあり方の検討を平成 24 年度中に行う。併せて、資料室所蔵資料の活用についての検討を行う。」と定めた。

センターは、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第 11 条に規定する「拠点施設」として設置されている施設であるが、その必要性及びあり方をあらためて検討することとした。

### 継続することの是非も含めたあり方の検討

#### 1 センターの実績と課題

##### (1) センター設立の経緯

昭和 56 年 2 月、目黒区婦人問題懇話会は、婦人自身が正しい情報を選択できるようにするため学習機会の提供が必要であり、そのための施設が不足、偏在している、あるいは施設に利用制限や不備（保育がない等）があるといった現状の問題点を指摘し、「婦人情報センターを設置し、婦人問題に関する資料収集を行うこと」を提言した。

昭和 60 年 10 月の目黒区基本計画で「婦人の自主的な学習を促進し、情報を提供する場」としての婦人情報センターの設置が定められた。その機能としては、「各種相談、情報の提供、交流、集会などの場」が挙げられている。

平成 4 年 4 月、女性政策課が設置され、7 月に女性情報センターが開設された。平成 12 年 4 月には組織改正で女性政策課が人権政策課となり、本庁に設置されたため、女性情報センターには係長級の館長が置かれた。平成 15 年 11 月には男女平等・共同参画センターに名称が変更されている。

##### (2) これまで果たしてきた役割・実績（別紙「男女平等・共同参画センター実績」参照）

センターは 20 年間、設立当初からの事務事業を着実に実施し、施策の推進に一定の役割を果たしてきた。これまでの役割・実績を機能別に見ると、次のとおりである。

###### ア 情報収集・提供

情報収集・提供は、資料室運営と情報誌の発行という形で行ってきた。貸出者数・貸出冊数は、年度によって増減があるものの 20 年間を通して大きな変化はない。1

日当たりの貸出状況は5.8人、14.1冊（平成23年度）である。

#### イ 相談事業

各相談件数は、開始当初の数年は増加、その後は一定数を保っている。DVや離婚に関する相談等、女性施策を推進する上で大きな役割を果たしてきている。

#### ウ 講座・講演会の開催

時代に即したさまざまなテーマ・講師により実施されてきた。近年では出前講座を行ったりする等、開催方法を工夫している。

#### エ 場の提供

貸室の利用率は5割程度である。類似施設の住区会議室と比較すると、夜間利用は少ないが、午前・午後の利用は大差がない。登録団体の利用は全体の利用の概ね3分の1程度で、不足なく利用に供しているといえる。

#### オ 活動支援

登録団体に対し貸室の優先予約や料金優遇を行ったり、利用者懇談会や男女平等フォーラムにおいて、活動紹介や団体相互の交流を図ったりする等の支援をしてきた。

### （3）区に関わる男女平等・共同参画の現状

毎年実施している男女平等・共同参画に関する意識調査によれば、家庭内での家事・育児・介護を主に妻が行っている割合はこの10年間で減少してきており、家庭内での家事・育児・介護分担における男女平等は進んできているが、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛同する割合はこの10年間で大きな変化がなく固定的な性別役割分担意識は依然として強いとの結果が出ている。また「労働・雇用・職場において男性が優遇されている・どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている区民の割合は、依然として7割を超えている。

このように区に関わる男女平等・共同参画の現状は十分なものとはいえず、引き続き行政の働きかけが必要な状況である。

### （4）センターの課題と今後期待されること

（2）で述べた実績等を分析すると、センターは、資料室が十分活用されていない、会議室・研修室に活用の余地がある、登録団体が固定化され広がりを持たない、施設の認知度が上がらないといった課題を有している。

国の男女共同参画会議でも指摘されているように、今後のセンターには、従来の情報提供等の機能に加え、実践的な活動のための連携・協働、ネットワークの中心的な存在としてさらに重要な役割を果たしていくことや、仕事と生活の両立支援、人材・団体のさらなる育成、就労支援等の新たな課題への取組みも期待されている。

## 2 センターを継続することの是非及びあり方

### (1) 場の必要性

1で述べたセンターの実績と課題、区に関わる男女平等・共同参画の現状等を踏まえた上で、さまざまな機能を果たす場が必要かについて検討を行い、次の結論を得た。

#### ア 結論

男女平等・共同参画を推進するための場は引き続き必要である。

#### イ 理由

- (ア) 固定的な性別役割分担意識の改善、労働・雇用・職場における男女平等・共同参画等未だ課題解決の途上にある。この段階でのセンターの廃止は、区の施策の後退を招きかねず、状況の改善を遅らせるおそれがある。
- (イ) 課題解決のためには、区民、団体、事業者との協働が不可欠であり、団体の育成や活動の場の確保の重要性に変化はない。
- (ウ) センターが有している各種機能の分散は、事業実施等において女性問題の解決や男女平等・共同参画社会実現の視点を薄めさせるおそれがあり、また、施策全体の効率的な展開を損なう可能性もある。区民及び団体への支援機能、情報収集、情報へのアクセスの利便性等から、談話・交流コーナー、相談室及び資料室のまとまりがあることが望ましい。

### (2) 設置場所及び施設の運営方法について

(1)の場が必要との結論を踏まえ、今後の設置場所及び施設の運営方法のあり方について検討した。

#### ア 結論

当面は現在のセンターを継続するが、今後の区有施設の見直しを踏まえ、将来的には、センターとしての独立性は保ちながら、会議室及び研修室等を他施設と共有化し、関係所管と結びつきを深めつつ、共に施設全体を運営していくことが適切と考えられる。

会議室及び研修室等の共有化については、現在の場所で他施設と共有化を図る方法のほか、他の場所へ移転し、共有化を実現する方法等も含まれる。

#### イ 理由

- (ア) 共有化により会議室及び研修室の余力を生かすことができ、施設運営の効率化を図ることが可能となる。
- (イ) 施設を共有する所管との共催事業の実施等により、新たな分野において男女平等・共同参画に係る啓発や取組みを推進することができる。
- (ウ) その所管の関係団体と男女平等・共同参画団体とが交流を深めることにより、協力関係の構築や相互の活性化を期待することができる。
- (エ) 来館者層の拡大や施設の認知度をあげる環境が整えられる。

## 当面の改善策

現在のセンターを継続する間においては、以下のような取組みを進めることが求められる。

### 1 啓発事業の転換・充実

従来の男女平等・共同参画の理念等の普及中心の講座開催から、再就業・子育て等、個々の区民の課題を解決することができる実践的な講座開催へと転換していくことにより、年齢、性別に関わらず多様な立場の区民に参加してもらえるようにする。

また、地域からの要望に応じて職員が講師として出向くリクエスト講座や多くの区民が受講しやすいようにセンターがある東部地区以外の地区で開催する出張講座を行っていく。

### 2 多様な団体との連携・協力関係の構築

地域団体・NPO・企業等の多様な団体との交流機会を積極的に創出し、連携・協力関係の構築に努めるとともに、これらの団体が男女平等・共同参画の視点に基づいた活動を広げていけるように支援する。

### 3 関係所管との連携

(1) 関係所管と共同で事業を行い、講座を共催する等連携を強める。関係所管との共催事業においては、当該所管の関係団体と男女平等・共同参画団体との交流機会をつくっていくことも検討していく。

(2) センターが複合施設内にある利点を生かし、中目黒スクエア内の構成施設（青少年プラザ等）とイベントの開催等で連携を強化していく。

### 4 談話・交流コーナーの活用

レイアウト変更を行い、談話・交流コーナーを複数の団体が小規模なミーティング等に使える場所として整備することで、既存の活動団体の活性化や登録団体形成過程にあるグループの支援を図る。

また、男女平等・共同参画施策に関する情報や登録団体の活動情報等、センターと区民が共に情報発信する掲示スペースを設ける。

### 5 資料室の見直し

24年度から専門の非常勤職員の配置を止め、資料室運営は施設管理の委託業務に含めることとした。また、新たな資料の購入は休止している。その他の見直しについては次項のとおり。

## 資料室所蔵資料の活用等

### 1 資料の活用方法

- (1) 専門資料(男女平等・共同参画、女性問題に関する社会科学・医学分野等の資料)については、今後の財政状況等を踏まえながら収集を継続していく。
- (2) 専門資料以外の資料のうち図書館で活用可能なものについては、図書館に移管する。
- (3) 現在所蔵資料の一部のみを閲覧に供している行政資料・大学紀要等の資料は、開架へ移行し、広く区民の利用に供する。
- (4) 開設時に寄贈された本等、希少性がある本については、閲覧が可能であることをホームページ等で周知する。

### 2 図書館との貸出方式の一体化について

現行の図書館の貸出方式では、本は返却された図書館の書架に入り、そこから再び貸し出されていく。図書館と一体化して運用するとすると、センターから貸し出された本は、センターに直接返却されない限り戻ることはなく、センターの資料室に男女平等・共同参画資料としてのまとまりを維持することが不可能になる。

そのため、現行の図書館の貸出方式を前提とした場合には一体化は困難であるので、将来的に図書館が見直しを行う機会等に、あらためて検討する。

以 上